

第30回 福岡市屋外広告物審議会資料

審議事項 「福岡市屋外広告物条例」の一部改正(案)について

令和7年11月19日

「福岡市屋外広告物条例」の一部改正（案）について

1. 報告の趣旨

- 近年、全国的主要都市において、光や原色などを使用した広告宣伝用自動車（車検証の「車体の形状」に「放送宣伝」と記載されている自動車。以下、「広告宣伝車」という。）の走行が増え、都市の良好な景観への影響などが問題となっている。
- 福岡市においても、同様の状況が見られており、福岡市内を走行する広告宣伝車の実態を把握するために、令和7年4月から1年間の調査を開始したところ。
- この度、9月までの半年間の調査結果を取りまとめ、検討を行い、今後の対応について内容をまとめたため報告するもの。

2. 市条例における広告宣伝車の現行ルール

- 現行の市条例に基づく具体な運用において、許可手続きの対象となるのは、使用的本拠が「福岡市」にある車両であり、使用的本拠が他の自治体にある車両については当該自治体の屋外広告物条例に基づき、当該自治体で許可手続きを行うこととされている。
- 広告宣伝車のような車体利用広告物は、壁面等に設置される広告物のような面積制限を設けていない。

3. 現状及び課題を踏まえた条例改正の必要性

- 半年間の実態調査結果により、市内を走行する広告宣伝車のほとんどが、市外本拠の車両であり、本市の許可手続きの対象外であることが判明した。このため、市外本拠の車両も含めて、許可手続きの対象とする必要がある。
- 広告宣伝車のような車体利用広告物は、一般的に表示面積が大きく、頻回する場合は、壁面等に設置される広告と同様に景観に与える影響は大きいと考えられるが、壁面等に設置される広告物のような面積制限を設けていないことから、良好な景観を維持するために、車体利用広告物に対しても面積制限を設ける必要がある。
- このため、車両の対象拡大及び車体利用広告物の面積制限について、市条例を一部改正する必要があるもの。

4. 条例改正の方向性

- 広告宣伝車の車体利用広告物について、車検証の使用的本拠に関わらず、市内を走行するすべての広告宣伝車にも適用されるよう、規定を改正する。
- 車体利用広告物の規格について、面積制限を設けるよう、規定を改正する。

5. 条例改正の概要

(1) 対象となる車両

- ・使用的本拠が「福岡市」である車両。ただし、広告宣伝車については、市内を走行するすべての車両

(2) 車体利用広告物に対する手続き等の概要

① 市内を走行する際に許可申請が必要となる

- ア 屋外広告物許可申請（市条例第5条、第43条、市規則第2～3条等参照）
 - ・屋外広告物許可申請書を提出し、許可を受けなければならない
 - ・許可申請の際、手数料を納付しなければならない

- ② 市条例に定める車体利用広告物の規格の遵守が必要となる（第9条、告示第103号等参照）
 - ア 面積が20平方メートル以下であること。ただし、市長が別に認める場合については、この限りではない。
 - イ 車体の外面への表示・設置が禁止される広告物
 - ・発光可変表示式広告物（一定時間表示の内容が変わらないものを除く）
 - ・発光、蛍光又は反射効果により、運転者を幻惑させるおそれのあるもの
- ③ 屋外広告業の登録が必要となる（市条例第26条参照）
 - ・市内において、広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置を行う営業を行う法人又は個人は、屋外広告業の登録を受けなければならない。営業所を市内に有していない場合であっても、市内で上記営業を行う場合には登録が必要
- ④ 許可取り消し、行政措置命令や罰則の適用を受ける
 - ア 監督（市条例第16条参照）
 - ・許可を受けた広告宣伝車が、許可等に付した条件に違反した場合は、許可権者は、表示若しくは設置の停止を命じ、改修、移転、除却等の措置を命じることができる。
 - イ 罰則（市条例第46条～第49条参照）
 - ・広告宣伝車に広告を表示して無許可で走行した者、許可後に無許可で広告の表示内容を変更した者、措置命令に違反した者等は100万円以下の罰金に処する。
 - ・屋外広告業の登録を受けずに屋外広告業を営んだもの、不正の手段により登録を受けた者等は、1年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金に処する。
 - ・屋外広告業の廃業等の届出を怠ったもの等は、5万円以下の過料に処する。

6. パブリックコメントの実施について

(1) 意見募集期間

令和7年12月下旬～令和8年1月下旬

(2) 閲覧・配布場所

下記の配布場所において閲覧・配布を行うとともに、福岡市ホームページにも掲載
<閲覧・配布場所>

住宅都市みどり局都市景観室（市役所4階）、情報公開室（同2階）
情報プラザ（同1階）、各区役所情報コーナー、入部・西部出張所

7. 今後のスケジュール（予定）

令和7年11月	第30回 福岡市屋外広告物審議会 (諮問、パブリックコメントの実施)
令和7年12月	12月議会報告 (条例の一部改正（案）について)
令和7年12月下旬から 8年 1月下旬	パブリックコメントの実施
令和8年 2月	第31回 福岡市屋外広告物審議会 (答申、パブリックコメントの結果報告)
令和8年 3月	3月議会（改正条例案上程）
令和8年 4月	改正条例公布
令和8年10月	改正条例施行

<参考>広告宣伝車の実態調査について

I. 実態調査概要

(1) 調査目的

福岡市内を走行している車両の本拠、発光・点滅等の有無について把握するために、実態調査を行うもの。

(2) 調査期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(3) 調査地点

天神周辺: 渡辺通り(天神橋口交差点など)

博多駅周辺: 大博通り、筑紫通り(博多駅バスターミナル前交差点など)

(4) 調査内容

- ・調査地点を通過した車両の台数、車両ナンバー、発光・点滅等の有無、表示内容など
- ・調査にて判明した車両ナンバーにより、使用の本拠の位置を確認

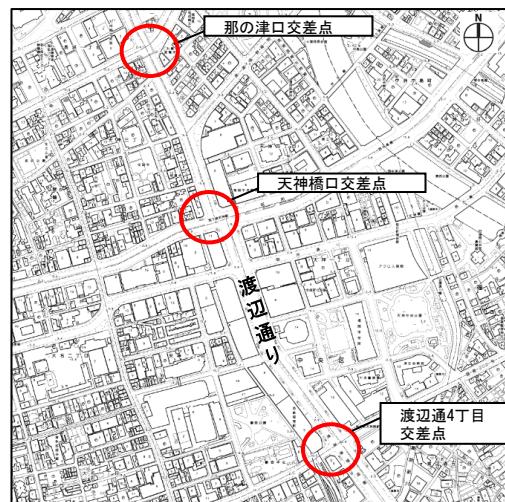
2. 調査結果(4月から9月)について

(1) 調査概要

調査地点	天神周辺：那の津口交差点、天神橋口交差点、渡辺通4丁目交差点 博多駅周辺：祇園町交差点、博多駅バスターミナル前交差点、音羽交差点
調査回数	全48回
調査時間	平日・休日の9時から21時のうち2時間

(2) 調査地点詳細

<天神周辺>



<博多駅周辺>



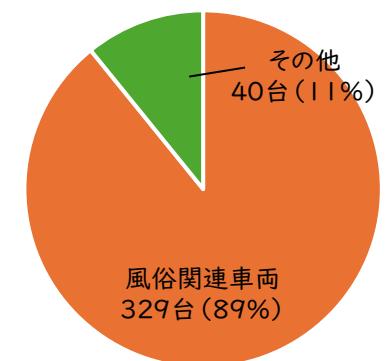
3. 調査結果

①調査地点を通過した車両の延べ台数

369台(走行頻度約16分に1台)

《調査地点を通過した車両の延べ台数の表示内容内訳》

合計:369台



②広告の表示内容

- ・いわゆる風俗関連車両 329台(89%)
- ・その他(転職サイト、ゲーム関連等) 40台(11%)

○調査地点を通過した車両のほぼすべてが風俗関連車両

(※)いわゆる風俗関連車両とは
風営法(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律)第2条に
規定される「風俗営業」等に関する広告及び同条に規定される「風俗営業」
等への求人に関する広告を掲出している車両のことをいう

③風俗関連車両の使用の本拠の位置

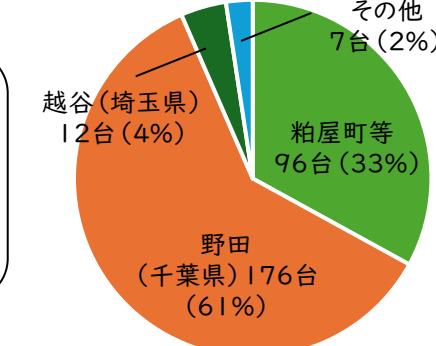
- ・風俗関連車両329台の内、ナンバー判明台数は291台
- ・ナンバーが判明した車両の使用の本拠の位置は、

福岡市内 0台
福岡市外 291台

福岡ナンバー	本拠:粕屋町等	96台
野田ナンバー	(本拠:千葉県)	176台
越谷ナンバー	(本拠:埼玉県)	12台
松本ナンバー	(本拠:長野県)	2台
なにわナンバー	(本拠:大阪府)	4台
名古屋ナンバー	(本拠:愛知県)	1台

《風俗関連車両の使用の本拠
(ナンバー判明分)》

合計:291台



○風俗関連車両のすべてが、本市条例に基づく許可手続きの対象外の車両(本拠が福岡市外)であることが判明

④その他

- ・音を発していた車両は、調査地点を通過した車両の延べ台数369台のうち205台(55%)。そのほとんどが風俗関連車両
- ・天神地区と博多駅周辺地区を同一の風俗関連車両が周回

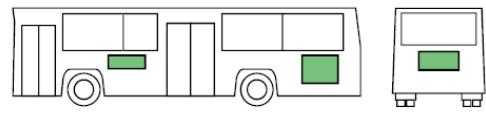
<参考>車体利用広告物に関する現行のルール

<福岡市屋外広告物の手引きより>

電車又は自動車の外側を除く
祭礼等のためのものを利用するもの

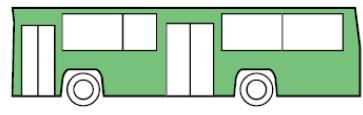
- 次のものは表示、設置しないこと
 - ①発光可変表示式広告物
 - ②発光、蛍光又は反射効果により、運転者を幻惑させるおそれのあるもの。

●定期路線バスの外面の一部を利用する場合



- 側部: (左右それぞれ) 表示面積5m²以内 個数3個以内
- 後部: 表示面積0.5m²以内 個数1個

●定期路線バスの外面の全部を利用する場合



- 窓面利用の場合: 側部及び後部のみとし、表示面積はそれぞれの窓面積の30%以内
- 広告物の色彩、意匠等は、都市の景観と調和のとれたもの(福岡市車体利用広告物デザイン審査委員会の承諾)とする。

<福岡市屋外広告物Q&Aより>

【問3-9】自動車に広告物を表示する場合に許可是必要か。

[答3-9] 他者の名称や事業内容を表示する、いわゆるアドトラックの場合は、表示する面積にかかわらず許可が必要ですが、自己が所有する自動車に自己の名称や事業内容等を表示する場合は自家用広告物に該当するため、表示する面積が10m²以内であれば許可は不要です。

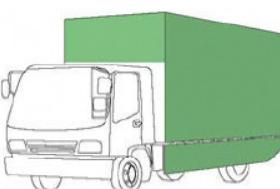


（イメージ図）

なお、許可の申請は、自動車検査証（車検証）に記載されている使用の本拠がある所在地（記載がない場合は所有者又は使用者の住所）の地方公共団体になりますので、福岡市以外の場合は各地方公共団体（都道府県、政令指定都市及び中核都市）にご相談ください。

【問10-24】自動車（路線バス以外）に広告物を表示する場合、面積の制限はあるのか。

[答10-24] 定期路線バス以外の自家用車、商用車、タクシー、アドトラック（広告宣伝車）などに表示する広告物の規格基準に面積の規定はありませんが、運転者を幻惑させるおそれのあるようなものは表示できません。

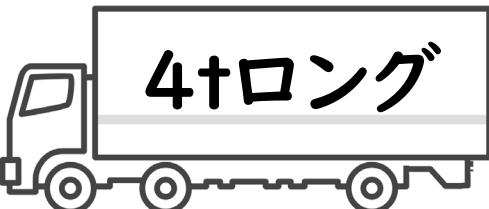
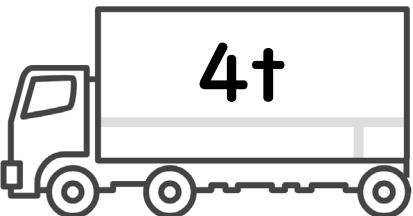
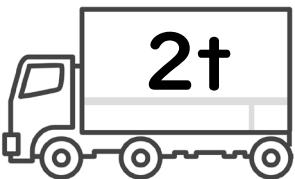


（イメージ図）

【広告宣伝車等の広告物】

規格基準	手数料	許可期間	備考		
種別	規格基準	区分	単位	金額	
電車又は自動車の外側を利用するもの	次のものは設置しないこと (1)発光可変表示式広告物 (2)発光、蛍光又は反射効果により運転者を眩惑させるおそれのあるもの	広告板 広告塔 その他の広告物	1個 (m ²)	面積による	1年以内 ※照明を伴う場合は金額の欄に定める額の2倍

<参考>広告宣伝車車体寸法一覧



	幅	高さ	m ²	面数	合計(m ²)
側面	3,000 × 1,800		5.40	2	10.80
スカート部	3,000 × 500		1.50	1	1.50
後部	1,700 × 1,800		3.06	1	3.06
前面	1,600 × 500		0.80	2	1.60
				総面積	16.96

	幅	高さ	m ²	面数	合計(m ²)
側面	4,100 × 1,900		7.79	2	15.58
スカート部	4,400 × 500		2.20	2	4.40
後部	1,600 × 1,900		3.04	1	3.04
前面	1,400 × 500		0.70	1	0.70
				総面積	23.72

	幅	高さ	m ²	面数	合計(m ²)
側面	6,300 × 2,300		14.49	2	28.98
スカート部	6,300 × 500		3.15	1	3.15
後部	2,100 × 2,300		4.83	1	4.83
前面	1,200 × 800		0.96	1	0.96
				総面積	37.92

	幅	高さ	m ²	面数	合計(m ²)
側面	8,400 × 2,400		20.16	2	40.32
スカート部	8,700 × 600		5.22	2	10.44
後部	2,200 × 2,400		5.28	1	5.28
前面	1,200 × 900		1.08	1	1.08
				総面積	57.12

	幅	高さ	m ²	面数	合計(m ²)
側面	9,300 × 2,400		22.32	2	44.64
スカート部	9,500 × 600		5.70	2	11.40
後部	2,200 × 2,400		5.28	1	5.28
前面	1,400 × 900		1.26	1	1.26
				総面積	62.58

	幅	高さ	m ²	面数	合計(m ²)
側面	9,400 × 2,500		23.50	2	47.00
スカート部	9,400 × 600		5.64	2	11.28
後部	2,300 × 2,500		5.75	1	5.75
前面	2,400 × 1,200		2.88	1	2.88
				総面積	66.91

※サイズについては、平均的なサイズであり参考値

※実態調査により、車検証を確認できた車両9台のうち5台が、4トンロングタイプ、2台が4トンタイプ、

1台が2トンタイプ、1台が軽トラタイプに近い車両であった

1 屋外広告物について

屋外広告物とは

次の4つの要件を全て満たすものです。

屋外広告物の定義

- ① 常時または一定の期間継続して表示されるもの
- ② 屋外で表示されるもの
- ③ 公衆に表示されるもの
- ④ 看板・立看板・はり紙・はり札並びに広告塔・広告板・建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

※街頭などで配られるビラやチラシは含まれません。

※駅、乗船場、空港等の改札口の内側の人に対して
※建物や自動車の内側などに表示されるものは含まれません。
その構内に表示されているものは含まれません。

主な屋外広告物



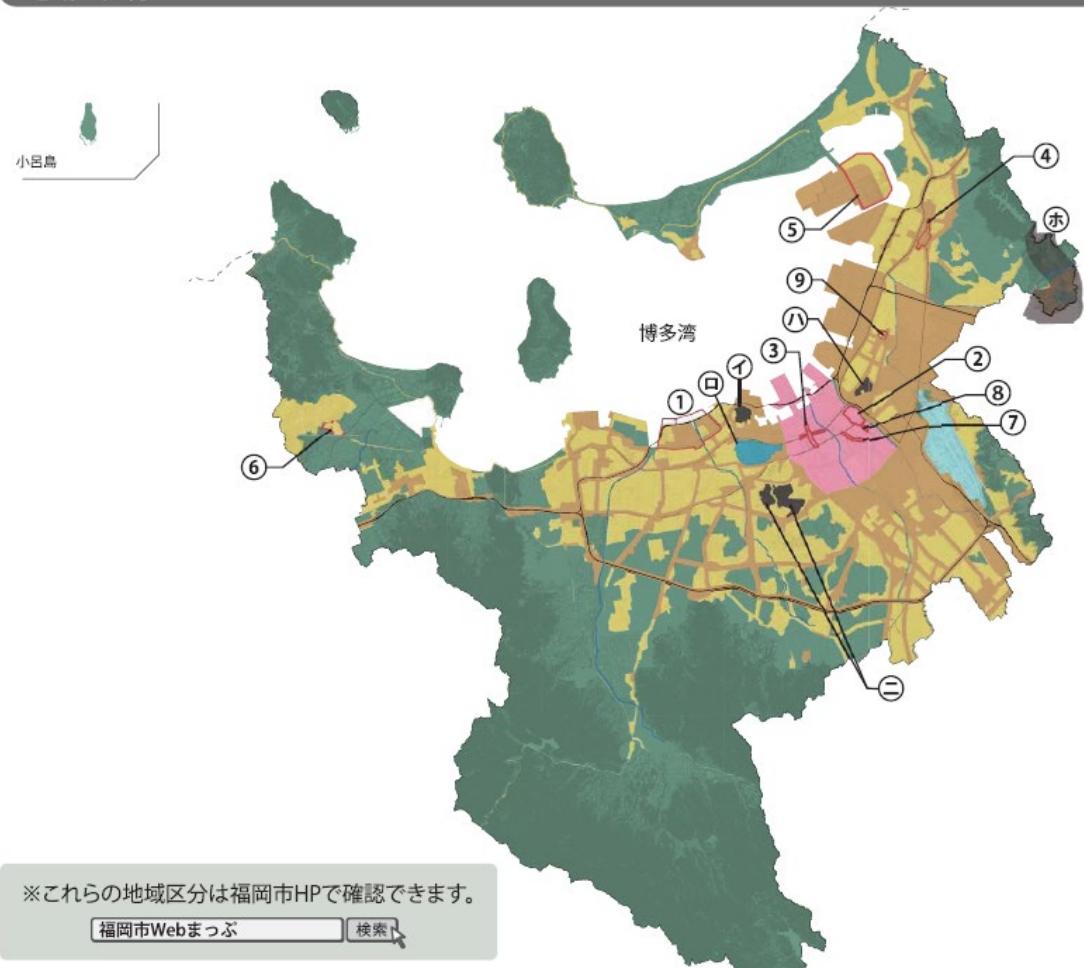
発光可変表示式広告物に関する規格基準

発光可変表示式広告物とは、屋外ビジョンなどの自ら発光して表示の内容を変える事ができる広告物(一定時間表示の内容が変わらないものを除く)。

2 広告物の規格基準

自然豊かな地域、賑わいのある繁華街など、地域やまちの個性に応じた景観となるよう、地域を区分してそれぞれの地域にふさわしい規格基準を定めています。

地域の区分



※これらの地域区分は福岡市HPで確認できます。

[福岡市Webまっふ](#)

検索

凡例	地域区分	対象地域	規格基準
	都心部・空港周辺地域	福岡市基本計画に位置付けられている都心部の範囲並びに福岡空港周辺	
	商業・沿道系地域	第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域(都心部・空港周辺地域を除く)、特定流通業務施設区域(※1)	
	住居系地域	第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域(都心部・空港周辺地域を除く)、沿道施設指定路線区域(※2)	
	自然・低層住居系地域	第一種低層住居専用地域、市街化調整区域(福岡空港周辺区域、特定流通業務施設区域及び沿道施設指定路線区域を除く)、小呂島、玄界島	
	空港地域	福岡空港敷地内	
	都市景観形成地区	①シーサイドももち地区、②御供所地区、③天神(明治通り・渡辺通り)地区、④香椎副都心(千早)地区、⑤アイランドシティ香椎照葉地区、⑥元岡地区、⑦はかた駅前通り地区、⑧承天寺通り地区、⑨筥崎宮地区	※1: 市街化調整区域において、都市計画法第34条第14号の規定に基づき市長が定めた特定流通業務施設を設置することができる区域。 ※2: 市街化調整区域において、都市計画法第34条第9号の規定に基づき交通量等を勘案して市長が指定した路線で、この道路に接続してドライブイン等自動車運転者の休憩のための施設等を設けるための開発・建築許可を受けた場合に適用。
	禁止地域	①西公園、②福岡城址(大濠公園、舞鶴公園)、③東公園(県庁周辺)、④南公園、⑤九州縦貫自動車道と両側500mの範囲にある地域	
	福岡都市高速道路等沿道	福岡都市高速道路及び西九州自動車道から展望できないものを除き、各道路線より両側50mかつ路面高さより上方の範囲	

※1: 市街化調整区域において、都市計画法第34条第14号の規定に基づき市長が定めた特定流通業務施設を設置することができる区域。
※2: 市街化調整区域において、都市計画法第34条第9号の規定に基づき交通量等を勘案して市長が指定した路線で、この道路に接続してドライブイン等自動車運転者の休憩のための施設等を設けるための開発・建築許可を受けた場合に適用。

<参考>屋外広告物に関する規格基準

各地域規格基準

都心部・空港周辺地域 交流拠点都市にふさわしい都市機能の集積・創出を図る地域

特性

交通結節機能を背景に、商業、業務が集積するなど福岡を代表する景観拠点にふさわしいまちなみ形成や来街者をもてなす景観形成を図る地域

対象地域

福岡市基本計画に位置付けられている都心部の範囲並びに福岡空港周辺



壁面利用広告物

壁面1面あたりの合計面積：壁面面積の1/3以下

壁面設置広告物

壁面1面あたりの合計面積：

- 〈壁面面積1,000m²未満の場合〉 壁面面積の1/3以下かつ50m²以内
- 〈壁面面積1,000m²以上の場合〉 壁面面積の1/20以下

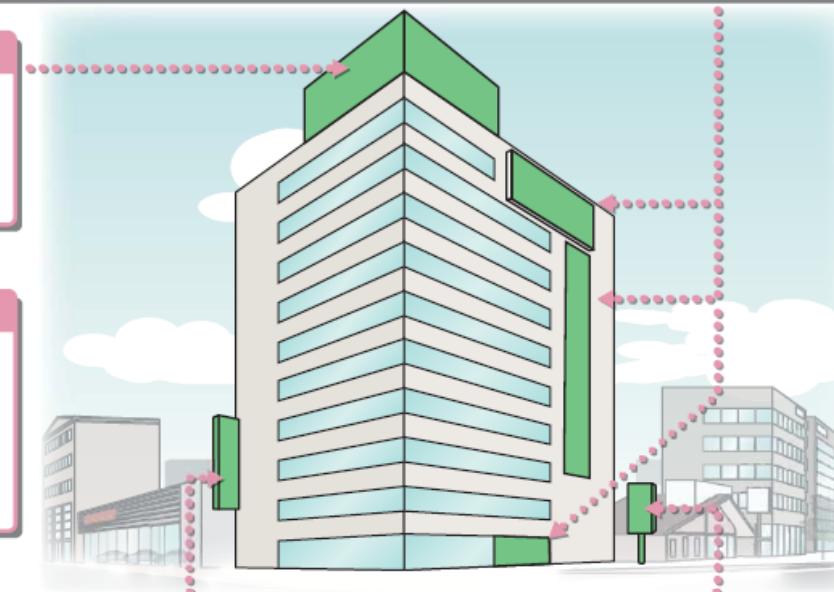
※分類について
壁面利用広告物には次のような種類があります

壁面利用広告物

- 壁面設置広告物(広告板)
- 広告幕
- 直接塗り付けるもの
- シート状のもの など

屋上設置広告物

高さ：建物高さの2/3以下、かつ地上から51m以下



全ての広告物（共通）

- まちなみの賑わいや快適な歩行者空間の形成に配慮し、可能な限り低層部(地上高さ10m以下、かつ3階以下の部分)に設置する。

突出広告物

出幅：(a) 建物壁面より1.5m以内
かつ

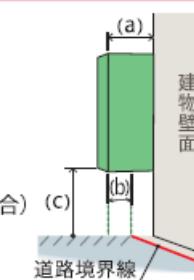
(b) 道路境界線より0.8m以内(歩道上は1m以内)

地上から下端までの高さ(c)：

〈道路上〉4.5m以上(歩道上は2.5m以上)

〈敷地内〉2.5m以上(広告物の下部を通行可能な場合)

面積(1個当たり)：20m²以内



地上設置広告物

地上からの高さ：30m以下

地上から下端までの高さ：
2.5m以上(広告物の下部
を通行可能な場合)

面積(1個当たり)：50m²以内
(高さが10m以下の場合)

発光可変表示式広告物

- | | |
|------------|------------------|
| 面積、高さなど | ：広告物種別による。 |
| 輝度 | ：周辺環境に配慮したものとする。 |
| 点滅速度 | ：緩やかにする。 |
| 交差点部における規格 | ： |

電柱類を利用するもの／立看板／はり紙・はり札の類

「各地区に共通した規格基準」
のとおり

商業・沿道系地域 にぎわいある景観づくりを進める地域

特性

商業活動等が積極的に営まれ、にぎわいのある景観づくりを進めるとともに、これと調和した居住環境のもと、市民の生活が営まれている地域

対象地域

第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域(都心部・空港周辺地域を除く)
特定流通業務施設区域(※1)



※1:市街化調整区域において、都市計画法第34条第14号の規定に基づき市長が定めた特定流通業務施設を設置することができる区域。

壁面利用広告物

壁面1面あたりの合計面積：壁面面積の1/3以下

壁面設置広告物

壁面1面あたりの合計面積：
〈壁面面積1,000m²未満の場合〉 壁面面積の1/3以下かつ50m²以内
〈壁面面積1,000m²以上の場合〉 壁面面積の1/20以下

※分類について
壁面利用広告物には次のような種類があります

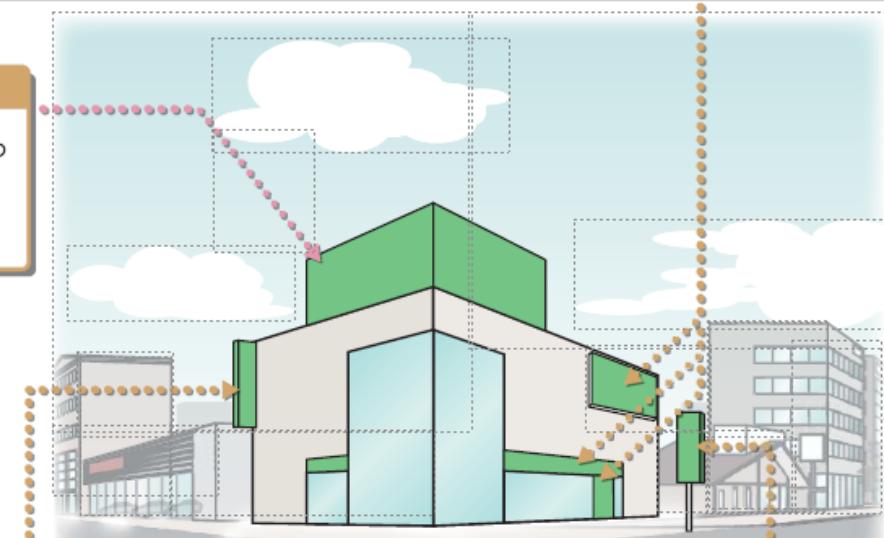
壁面利用広告物

- 壁面設置広告物(広告板)
- 広告幕
- 直接塗り付けるもの
- シート状のもの など

屋上設置広告物

高さ：建物高さの2/3以下、かつ地上から51m以下

総面積：50m²以内



突出広告物

出幅：(a) 建物壁面より1.5m以内
かつ

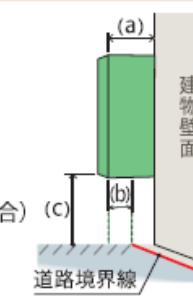
(b) 道路境界線より0.8m以内(歩道上は1m以内)

地上から下端までの高さ(c)：

〈道路上〉4.5m以上(歩道上は2.5m以上)

〈敷地内〉2.5m以上(広告物の下部を通行可能な場合)

面積(1個当たり)：20m²以内



地上設置広告物

地上からの高さ：20m以下

地上から下端までの高さ：
2.5m以上(広告物の下部
を通行可能な場合)

面積(1個当たり)：50m²以内

発光可変表示式広告物

- | | |
|------------|------------------|
| 面積、高さなど | ：広告物種別による。 |
| 輝度 | ：周辺環境に配慮したものとする。 |
| 点滅速度 | ：緩やかにする。 |
| 交差点部における規格 | ： |

電柱類を利用するもの／立看板／はり紙・はり札の類

「各地区に共通した規格基準」
のとおり